長浜水道企業団職員の営利企業等への従事制限の許可の基準を定める規則

第１条　趣旨
第２条　制限される地位
第３条　許可基準
第４条　許可の取消し

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第１項の規定に基づき、職員（非常勤職員（法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）が営利企業等に従事する場合について必要な事項を定めるものとする。

（制限される地位）

第２条　営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体において、兼ねることのできない地位は、次に掲げるものとする。

（１）役員
（２）顧問
（３）評議員
（４）前３号に準ずる職

（許可基準）

第３条　企業長は、職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員および前条各号に定める地位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得て事業もしくは事務に従事することに関しては、次の各号のいずれにも該当している場合に限り、許可することができるものとする。

（１）職務の遂行に支障がないこと。
（２）その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
（３）法の精神に反しないと認められること。

（許可の取消し）

第４条　任命権者は、前条の規定に基づいて許可した場合において、前条に定める要件を欠く至ったときは、速やかに許可を取り消すものとする。

長浜水道企業団職員の営利企業等への従事制限の許可に関する要綱

第１条　趣旨
第２条　制限される行為
第３条　制限される営利企業の役員等への就任
第４条　営利企業の役員等就任の許可基準
第５条　営利企業の役員等就任の許可申請
第６条　制限される自営
第７条　自営の許可基準
第８条　自営の許可申請
第９条　制限される事務従事等
第10条　事務従事等の許可基準
第11条　事務従事等の許可基準
第12条　許可の通知
第13条　許可内容に変更がある場合
第14条　許可の取消し
第15条　職務専念義務の免除

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条および長浜水道企業団職員の営利企業等に関する許可の基準を定める規則（令和　　年上水道規則第　　号。以下「規則」という。）の規定に基づき、職員が営利企業等に従事しようとする場合の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限される行為）

第２条　地方公務員法第38条第１項により、営利企業への従事等として制限される行為は、次のとおりとする。

（１）企業長の許可なく営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）の役員等に就任すること。

（２）企業長の許可なく自ら営利企業を営むこと（以下「自営」という。）。

（３）企業長の許可なく報酬を得て事業または事務に従事すること（以下「事務従事等」という。）。

（制限される営利企業の役員等への就任）

第３条　前条第１号において就任が制限される「営利企業」および「役員等」は、次のとおりとする。

（１）「営利企業」は、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいい、会社法上の会社のほか、主として営利行為を営む法人等も含むものとする。ただし、農業協同組合、消費生活協同組合、NPO法人、公益財団法人等各団体の設立に関する法律により営利を目的としないとされているものについては、営利企業に含まないものとする。

（２）「役員等」は、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人、清算人、顧問、参与、評議員その他これらに準ずる職として、業務の執行・監査について責任を有する地位にある者およびこれらの者と同等の権限・支配力を有するような地位にある者とする。

（営利企業の役員等就任の許可基準）

第４条　営利企業の役員などへの就任について、許可することができるのは、次のいずれにも該当する場合とする

（１）職務の遂行に支障がないこと。

ア　勤務時間外または年次休暇を使って行うものであること（職務専念義務免除の承認が得られる場合を除く。）

イ　時間を割くことにより職務に支障をきたすおそれがないこと

ウ　心身の疲労のため職務遂行上能率に悪影響を与える おそれがないこと

（２）その職員の職との間に特別な利害関係（補助金等の割当て、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、税の査定若しくは徴収を行う場合等の監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係をいう。以下、同じ。）またはその発生のおそれがないこと。

ア　補助金の交付、契約、立入検査、行政指導、税の賦課、物品の購入等に関し、利害関係がなく、または発生のおそれがないこと

（３）法の精神に反しないと認められること。

ア　違法行為ではないこと

イ　公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

ウ　営利企業を営むことを目的とする会社等の役員等に就任する場合にあっては、当該会社等は企業団出資法人等であること

（営利企業の役員等就任の許可申請）

第５条　職員は、この要綱に基づき企業長に対して**営利企業の役員等就任**の許可を求める場合には、次に定める書類を企業長に提出するものとする。ただし、提出する資料が存在しない場合は、当該資料により明らかにすべき事実を申請書に記載するものとする。

（１）**営利企業の役員等就任**許可申請書（様式第１号）

（２）当該営利企業等の定款、組織図および事業報告等

（３）その他参考となる資料

（制限される自営）

第６条　第２条第２号において制限される「自営」は、職員が自己の名義で不動産または駐車場の賃貸、太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売、農業、牧畜、酪農、果樹栽培および養鶏等ならびにその他の自営を経営する場合（名義にかかわらず、職員本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合も含む。以下同じ。）とし、その範囲は、次のとおりとする。

（１）不動産または駐車場の賃貸　次のいずれかに該当する場合

ア　不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

（ア）独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が５棟以上であること。

（イ）独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

（ウ）土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

（エ）賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

（オ）賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

イ　駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

（ア）建築物である駐車場または機械設備を設けた駐車場であること。

（イ）駐車台数が10台以上であること。

ウ　不動産または駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上である場合

エ　アまたはイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

（２）太陽光電気の販売　販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

（３）農業、牧畜、酪農、果樹栽培および養鶏等ならびにその他の自営　大規模に経営され、客観的に営利を主目的とすると判断される場合

（自営の許可基準）

第７条　自営を許可することができるのは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

（１）不動産または駐車場の賃貸

ア　管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

イ　職員の職務と許可に係る不動産または駐車場の賃貸との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがないこと。

ウ　職務の公正性、信頼性が確保されるものであること、かつ、職の品位を保持し職全体の名誉を維持するものであること。

（２）太陽光電気の販売

ア　維持管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

イ　職員の職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがないこと。

ウ　職務の公正性、信頼性が確保されるものであること、かつ、職の品位を保持し職全体の名誉を維持するものであること。

（３）農業、牧畜、酪農、果樹栽培および養鶏等ならびにその他の自営

ア　職員以外の者を事業遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

イ　職員の職と当該事業との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがないこと。

ウ　職務の公正性、信頼性が確保されるものであり、職の品位を保持し職全体の名誉を維持するものであり、かつ、相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

（自営の許可申請）

第８条　職員は、この要綱に基づき企業長に対して自営の許可を求める場合には、次に定める書類を企業長に提出するものとする。ただし、提出する資料が存在しない場合は、当該資料により明らかにすべき事実を申請書に記載するものとする。

（１）不動産または駐車場の賃貸の場合

ア　自営兼業許可申請書（不動産等賃貸関係）（様式第２号）

イ　不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面

ウ　賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面

エ　不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産または駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面

オ　事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名および当該職員との続柄ならびに当該職員の当該事業への関与の度合いの分かる資料

カ　その他参考となる資料

（２）太陽光電気の販売の場合

ア　自営兼業許可申請書（太陽光電気の販売関係）（様式第３号）

イ　太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面

ウ　太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面

エ　事業者に管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面

オ　事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名および当該職員との続柄ならびに当該職員の当該事業への関与の度合いの分かる資料

カ　その他参考となる資料

（３）農業、牧畜、酪農、果樹栽培および養鶏等ならびにその他の自営の場合

ア　自営兼業許可申請書（農業・その他の自営関係等）（様式第４号）

イ　職員が当該事業を継承したことまたは当該事業に公益性があることを明らかにする書面

ウ　事業報告書、組織図、事業場の見取図等当該事業の概要を明らかにする書面

エ　職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする書面

オ　事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名および当該職員との続柄ならびに当該職員の当該事業への関与の度合いの分かる資料

カ　その他参考となる資料

（制限される事務従事等）

第９条　第２条第３号において制限される「事務従事等」は、次のとおりとする。

（１）報酬は、その名称の如何を問わず、労務、労働の対価として支給・給付されるもの

をいう。ただし、実費弁償としての交通費等は報酬には含まないものとする。
（２）事業または事務に従事することは、職員の職務以外の業務に継続的、定期的に従事する場合とする。

（事務従事等の許可基準）

第10条　事務従事等を許可できる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
（１）事務従事等により勤務時間を割くことおよび心身の著しい疲労のため、職務遂行上に支障を及ぼす恐れがないこと。
（２）職員と従事する営利企業との間に特別な利害関係がないこと。
（３）地方公務員としての信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるおそれがないと認められることとして、次のいずれかに該当するもの
ア　国または地方公共団体の事業又は業務に従事するもの（国または地方公共団体からの業務委託等により、独立行政法人、公益法人、社会福祉法人、 NPO 法人等の非営利団体が実施する場合を含む。）
イ　地域振興、文化振興、社会福祉、環境保全その他の社会貢献に資する事業または事務に従事するものであって、利益を主目的とする事業又は事務ではないもの （株式会社等の営利企業が行う事業または事務については、市町村の出資法人等が行う地域課題解決を目的としたものであって、当該事業または事務に従事することが、職員としての信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるおそれがないと認められるものとする 。）
ウ　職に関連した専門的な知識を活かして行う事業または業務であって、従事することにより水道事業の持続的発展に寄与すると考えられるもの

（事務従事等の許可申請）

第11条　職員は、この要綱に基づき企業長に対して**事務従事等**の許可を求める場合には、次に定める書類を企業長に提出するものとする。ただし、提出する資料が存在しない場合は、当該資料により明らかにすべき事実を申請書に記載するものとする。
ア　事務従事等兼業許可申請書（様式第５号）
イ　従事しようとする業務内容および報酬について明示された書面
ウ　辞令、依頼文等の写し
エ　その他参考となる資料
２　事務従事等について、国、地方公共団体等から公文書等での依頼があった場合は、この規程の規定にかかわらず、一括して許可することができるものとする。

（許可の通知）

第12条　企業長は、第５条、第８条および第１１条の申請があった場合において、それぞれ第４条、第７条および第１０条の基準に基づき許可または不許可とするときは、許可または不許可とする旨を申請した職員に通知するものとする。

（許可内容に変更がある場合）

第13条　前条の規定により許可を受けた職員は、許可に係る内容に変更があった場合は、

変更の後１月以内に改めて許可を受けなければならない。

（許可の取消し）

第14条　企業長は、許可をした後において、事業の変更その他の事由により、第４条、第７条および第１０条の基準に反すると認める場合は、その許可を取り消すものとする。

（職務専念義務の免除）

第15条　企業長は、非常勤の消防団員との兼業を許可した職員が消防団員としての活動を行うために職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年上水道条例第８号）の規定により職務に専念する義務の免除の承認を求めた場合は、公務の運営に支障があるときを除き、これを承認しなければならない。

２　前項の規定により職務に専念する義務を免除された時間に係る職員としての給与等については、一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて（平成25年10月９日付け消防災第372号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）に基づき、減額を行わないものとする。